

令和4年2月10日

長久手市立小中学校
保護者の皆様

「まん延防止等重点措置」に伴う教育活動ガイドラインの変更について（R4.2.10）

長久手市教育委員会

保護者の皆様方には、長久手市内の小中学校の教育活動に対してご理解とご協力をいただくとともに、感染防止に向けてご配慮いただき、ありがとうございます。

現在、愛知県では、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が続いている状況です。こうした状況を鑑み、長久手市教育委員会としても、以下のとおり「まん延防止等重点措置」に伴う教育活動ガイドラインを変更しました。新型コロナウイルス感染防止に向け、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。下線部分が今回の加除修正です。

記

1 臨時休業等について

各学校の感染状況に応じて臨時休業、学年・学級閉鎖の実施を迅速かつ適切に判断します。判断基準は、以下のとおりです。期間については、土日祝日を含めた5日程度を目安とします。なお、以下の基準を満たさない等、校内で陽性者が判明しても臨時休業等は実施しない場合もあります。

【学級閉鎖】

- 以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施します。
 - ① 感染者が複数判明した場合(感染経路が明らかに学校と関係のない家庭内感染などであり、発症日（無症状なら検体採取日）から2日間さかのぼっても登校等していない感染者については除く
 - ② 感染者が1名、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ 感染者が1名、その感染者と「濃厚な接触をした可能性のある者」（いわゆる「濃厚接触者」）が複数いる場合
 - ④ その他、設置者で必要と判断した場合（※ただし、学校に7日間以上来ていない者の発症は除く）

【学年閉鎖】

- 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施します。

【学校全体の臨時休業】

- 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施します。

2 感染防止対策について

令和4年2月8日付けの「まん延防止等重点措置」に伴う県立学校の対応についてに記載した対策を徹底し、感染の拡大の防止に向け、引き続き感染防止対策に努めます。

(1) 学習活動について

感染防止対策を適切に実施して活動します。ただし、感染防止対策を講じてもおお感染リスクが高い学習活動は、中止します。

(2) 給食について

ア 引き続き給食時間前の手洗いを入念に行います。

イ 給食中は、飛沫を飛ばさないように机を一方向の向きにし、会話は控えます。また、食後は、マスクの着用を徹底します。

(3) 清掃について

- ア 通常の清掃を行います。清掃後には手洗いを入念に行います。
- イ 児童生徒が多く触れる場所を中心に、消毒を実施します。

(4) 学校行事について

感染症予防の3つの条件（①密閉 ②密接 ③密集）が重ならないように工夫します。場合によっては、縮小したり、延期したり、実施を見合わせたりすることもあります。

(5) 部活動について

- ア 部活動は、原則休止します。
- イ 出場を予定している公式大会やコンクールへの参加は、周辺地域の感染状況に応じて慎重に検討します。校内の練習においては、感染防止対策を講じた上で7日前から平日のみ4日以内、時間は90分以内の活動に限り実施します。

(6) 児童生徒の健康状態の把握等について

- ア 同居のご家族等も含めて毎日の検温、健康状態の確認をし、児童生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などのかぜ症状がある場合は、登校させないでください。
- イ 同居のご家族等に同様の症状がある場合も登校を控えてください。
- ウ 同居のご家族等が濃厚接触者になった場合、家族等が無症状で3日間経過又は検査で陰性が判明するまでは、登校を控えてください。
- エ 本人及び同居のご家族がかぜ等の症状によりPCR検査等を受ける場合、検査結果が判明した場合は、学校に連絡をお願いします。

3 その他

- (1) 修学旅行等の校外行事は、行き先の感染状況を確認し、必要に応じて目的地や内容を見直すなど感染防止対策を徹底した上で、慎重に判断します。
- (2) 今後、地域の感染レベルに変更があり、教育活動に大きな影響が生じることになった場合は、再度ガイドラインを変更します。
- (3) 新型コロナウイルス感染者が判明したときのメール配信については、各学校で感染者が発症した場合に、該当の学校にのみ送信します。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に関して、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等が行われることを心配します。誰もが感染する可能性があるものであり、感染者や濃厚接触者となった方への人権尊重、個人情報保護にくれぐれもご理解とご配慮をお願いします。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関して、夜間、土曜、日曜、祝日など、学校に連絡がつかない場合は、長久手市教育委員会（TEL 0561-56-0626）に連絡してください。時間帯によっては、長久手市役所宿直室につながることもありますが、その場合は、教育部の担当者から折り返し連絡をしますので、その旨をお話ください。

〔連絡先：長久手市教育委員会 教育総務課 指導室 TEL 0561-56-0626〕